

# 日本医療教授システム学会 ファカルティ会運営細則

## 第1条 ファカルティ会およびファカルティの役割

1. 組織内および地域内（地域支部）において JSISH のミッション遂行を主導する。
2. JSISH の委員会活動や事業の展開を推進する。
3. 将来のリーダー（組織の指導者・責任者および JSISH 理事）を目指す。

## 第2条 ファカルティの選出

1. ファカルティの選出は、当ファカルティ規則にしたがい、ファカルティ選出委員会（以下「選出委員会」とする）の審査によって行う。
2. ファカルティ総数は正会員（選出を行う年度の開始時点）の最大 15% とする。
3. ファカルティになるための審査を受けようとする者は、当該審査の行われる前年の 12 月末日現在において、当ファカルティ規則運営細則第 4 条第 6 項に定める条件を具備していなければならない。
4. 代表理事は、ファカルティの選出が行われる前年の 3 月末日までに、次の各号に定める事項を公示するものとする。
  - (1) 選出するファカルティの総数
  - (2) ファカルティ候補者が提出する審査申請書の交付請求締切期日
  - (3) 前号の申請書の受理締切期日
5. ファカルティになるため審査を受けようとする者は、別に定める様式 of ファカルティ候補者審査申請書を選出委員会に提出するものとする。

## 第3条 選出委員会の構成

1. 選出委員会は、次の各号によって選出されたファカルティ選出委員（以下「選出委員」とする）をもって構成する。
  - (1) 理事 3 名
  - (2) ファカルティ 4 名
2. 選出委員は、審査前年中の理事会において選出し、代表理事がこれを委嘱する。
3. 選出委員会の委員長は、理事の中から選出し、代表理事が委嘱する。

4. 選出委員の任期は4年とする。
5. 選出委員の再任は妨げないが、選出委員の半数は新任とすることを原則とする。
6. 選出委員に欠員が生じたときには、理事会の議を経てこれを選出補充するものとする。

#### 第4条 ファカルティ選出・再任の手順

1. 選出委員会は、次の各号にしたがって開催する。
  - (1) 代表理事は、選出委員会を招集する。
  - (2) 選出委員会の議長は、委員長とする。
  - (3) 選出委員会は、選出委員現在数の2分の1以上が出席しなければ、議事を行い議決することができない。なお、書面による意思表示は、出席とは認めない。
  - (4) 選出委員会における議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
  - (5) 選出委員会の議事録は、議長が作成し、議長および出席者代表2名が署名して事務局に保管する。
  - (6) 選出委員会の議事は、公開しない。
2. 選出委員会は審査の結果を代表理事に報告し、代表理事は審査結果承認を理事会に諮り、その承認決議をもってファカルティの選出とする。
3. 代表理事は、理事会の決議後速やかに審査申請者に対して審査の結果を通知する。
4. ファカルティの任期は、ファカルティ選出後最初に到来する学会総会初日から、4年以内の最終の事業年度にかかる学会総会の前日までとする。任期満了前に退任したファカルティの補欠として、又は増員により選任されたファカルティの任期は在任者の任期の残存期間と同一とする。
5. ファカルティの選出に関して疑義が生じたときは、理事会の審議・決定にしたがうものとする。
6. ファカルティ候補者が具備すべき資格条件は、次のとおりである。
  - (1) 医療系教育機関、医療機関（病院前医療機関、在宅医療を含む）あるいは介護施設に常時勤務する職員であること。
  - (2) 申請時において5年以上本学会会員であることを原則とし、かつ会費を完

納していること。

- (3) 最近5年間に医療教授システム学に関する十分な業績のあること。なお、業績の中に当学会総会発表や機関誌掲載論文を含むことが望ましい。
- (4) ファカルティ2名の推薦があること。ただしファカルティ再任候補者については推薦を必要としない。
- (5) 正当な理由なくして連続2年間にわたり学会会員総会を欠席した者は、次期の審査を受ける資格を喪失する。
- (6) 前項の規定にかかわらず、その他理事会が認める者もファカルティ候補者となることができる。

## 第5条 細則の変更の手順

1. この細則の変更は、常任理事会の決議を経なければならない。

## 附則

第一回ファカルティ選出において以下の附則を定める。

1. 本細則により最初に構成する選出委員会は、ファカルティが不在のため第3条第1項の定めるところによらずに理事7名で構成する選出委員会により運営をすることとする。
2. ファカルティ選出において代表理事の公示は第2条第4項によらず、代表理事の決定時期に行うものとする。それにともない、ファカルティになるための審査を受けようとする者は選出の申請日までにファカルティ会運営細則第4条第6項に定める条件を具備していることとする。